

## 刑法110条1項にいう「公共の危険」の意義

—最決平成15年4月14日(刑集57巻4号445頁)—

星 周一郎

### 【事実の概要】

被告人Xは、Yと共謀の上、小学校教職員用の駐車場に無人でとめられていたA所有の車両（以下、被害車両）に、ガソリン約1.45ℓを車体のほぼ全体にかけた上、これにガスライターで点火して放火した。当該駐車場は市街地であって、公園や他の駐車場に隣接し、道路を挟んで小学校や農協の建物に隣接する位置関係にあった。また、放火当時、被害車両の左側部から西側へ3.8mの位置に別の車両（第1車両）が、さらに第1車両の左側部からさらに西側0.9mの位置にも別の車両（第2車両）が、それぞれ無人でとめられていた。そして、被害車両の右側部から東側に3.4mの位置には周囲を金属製の網等で囲んだゴミ集積場が設けられており、放火当時、一般家庭等から出された可燃性のゴミ約300kgが置かれていた。

当時、被害車両には約55ℓのガソリンが入っていたが、放火により被害車両から高さ約20cmないし30cmの火が上がった状態で消防に通報があり、消防隊員が現場に到着した頃には、被害車両左後方の火炎は、高さ約1m、幅約40ないし50cmに達する火災となった。被害車両は、左右前輪タイヤの上部、左右タイヤハウス及びエンジンルーム内の一部配線の絶縁被覆が焼損し、ワイパーブレード及びフロントガラスが焼けてひび割れを生じ、左リアコンビネーションランプ付近が焼損して焼け穴を作り、トランクの内部も一部焼損し、さらに第1、第2車両と前記ゴミ集積場に延焼の危険が及んだ。

このような事実について、第1審および原審とも、前記延焼の危険をもって刑法110条1項の「公共の危険」の発生を認めたのに対して、弁護人は、

同条の公共の危険は、同法108条および109条の物件への延焼のおそれをいうとして上告した。

### 【決定要旨】

最高裁判所は、弁護人の上告趣意は適法な上告理由にあたらぬとして上告を棄却した上で、原審および第1審判決認定の事実を前提にしながら、「刑法……110条にいう『公共の危険』は、必ずしも同法108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険のみに限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれると解するのが相当である。そして、市街地の駐車場において、被害車両からの出火により、第1、第2車両に延焼の危険が及んだ等の本件事実関係の下では、同法110条1項にいう『公共の危険』の発生を肯定することができるというべきである」旨を判示し、原判決の判断を正当であるとした。

### 【評釈】

1. 本件決定は、建造物等以外放火罪における「公共の危険」の意義について、同条所定の客体から刑法108条および109条1項所定の客体に対する延焼の危険にとどまらず、不特定または多数人の生命、身体および財産に対する危険を広く含むとの判断を、最高裁として明示したものである。

2. 放火罪は、副次的には財産侵害的側面があるものの、その基本的性質が公共危険犯であることにつき、判例・学説において異論はない。しかしながら、放火罪の主要類型である現住建造物等放火罪（108条）、さらに他人所有非現住建造物等放火罪（109条1項）では、公共の危険の発生が条文上の根拠となっていないことが、従来の議論に少なからぬ影響を与えてきた。

刑法110条の「公共の危険」に関するリーディング・ケースとされてきた大判明治44年4月24日（刑録17輯655頁）は、108条および109条1項が、当該客体を焼損すればそれだけで公共の危険の発生が認められる、いわゆる抽象的危険犯であることを前提に、刑法第110条に「所謂公共の危険とは……

其放火行為によりて一般不特定の多数人をして前掲第108条及第109条の物件に延焼する結果を発生すべき虞ありと思料せしむるに相当な状態を指称する」と判示した<sup>(1)</sup>。その後、大判昭和6年7月2日（刑集10巻303頁）、大判昭和10年10月7日（法律新聞3899号8頁）、仙台高裁秋田支判昭和32年12月10日（裁特4巻24号654頁）など同旨の判断を示す判例が続く（限定説）。

しかし、すべての判例がこのような見解を採用してきたわけではない。大判大正5年9月18日（刑録22輯1359頁）は、失火に関する事案であったが<sup>(2)</sup>、110条（および109条2項）に所定の「物を焼燬し因て第108条及び第109条に延焼せんとし其他一般不特定の多数人をして生命身体及び財産に対して危害を感ぜしむる」状態をいうとし、公共の危険は108条・109条1項所定の建造物等に対する延焼の危険には限られないとした<sup>(3)</sup>。110条の公共の危険を108条および109条建物への延焼に限定しない判例も、その後いくつか登場する（非限定説）。もっとも、それらの判例において、その表現には若干の相違があった。たとえば、大阪地判昭和58年8月22日（判例タイムズ512号191頁）や浦和地判平成2年11月22日（判例時報1374号141頁）は、「刑法110条1項にいう公共の危険とは、同法108条、109条所定の物に延焼する危険、その他不特定多数人の生命・身体・財産を侵害する危険をいう」として、前記大正5年判例と同様の判示をしたが、名古屋地判昭和35年7月19日（下刑集2巻7＝8号1072頁）のように、単に「一般不特定の多数人をして、延焼によりその生命身体又は財産の安全を害する虞があると感ぜしむるに相当な状態をいう」とするものもあった。

実際には、ここに挙げた判例は、いずれも建造物への延焼の可能性が問題となった事案であった。それゆえ、前掲明治44年判例のような見解を採用したとしても、公共の危険の発生が認められ得たものがほとんどであり、建造物への延焼の危険以外の危険が正面から問題とされることは多くなかった。ただし、建造物に対する延焼の危険を認定することなく、110条にいう公共の危険の発生を認めた判例も少数ながら存在した。たとえば、いわゆる新宿バス放火事件に関する東京地判昭和59年4月24日（判例時報1119号40頁）は、

「バス……を全焼、焼燬し、よって、乗客らの生命を危殆に瀕せしめて公共の危険を生じさせ」たとの認定をした。また、建物外壁につり下げてあった木綿製広告用懸垂幕に放火した事案に関して、東京高判昭和36年12月20日（東高刑時報12巻12号263頁）は、「火粉の飛散することにより附近一帯における不特定又は多数人の生命、身体、もしくは財産に対[する]危険」を認定している。

このように、従来の判例では、110条にいう「公共の危険」の意義について必ずしも統一的な判断が示されてきたわけではなかった<sup>(4)</sup>。そのような状況において、本件決定が、同条の公共の危険を、「108条および109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険に限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれる」との判断を示した意義は大きい。

3. 学説においても、放火罪における公共の危険の意義について見解の対立が存在してきている。110条の「公共の危険」の意義に関して、①延焼罪の存在にも依拠しつつ、108条または109条物件への延焼の危険に限定する説と<sup>(5)</sup>、②建造物に限らず物一般（山林等）への延焼の危険を含める説<sup>(6)</sup>、さらに、③必ずしも延焼の危険に限らず、有毒ガス・煙の発生による危険や熱による火傷の危険など、火災の作用等による直接の危険を含めるとする説がある<sup>(7)</sup>。これらは、危険を及ぼす態様をめぐる対立である。

①および②の見解によれば、建造物への延焼を介して「公共の危険」を発生させる必要があることになる<sup>(8)</sup>。たしかに、放火罪における公共の危険は、延焼の危険という形態によって顕在化する場合が中心となろう<sup>(9)</sup>。それは、公共の危険の発生が争われた判例のほとんどが、建造物への延焼の危険の有無が問題とされた事案であったという事実からも裏付けられる。

しかし、放火罪が公共危険犯とされるのは、一定程度以上の火災には独力で継続拡大する作用があり、それによって生命、身体および財産に危険を及ぼすことに求められる。そうであれば、そのような危険は必ずしも「延焼の危険」には限られない<sup>(10)</sup>。たとえば、不特定多数人が利用する可能性のある

バスへ放火した場合には、建造物をはじめとする他の物件への延焼の可能性を問題とするまでもなく、対象物の燃焼作用そのものに起因する「公共の危険」を認め得るのである。それゆえ、明治44年判例をはじめとする従来判例の多くも、建造物への延焼の危険以外の危険を問題にする必要がなかっただけであり、そのような危険を公共の危険から排除する趣旨ではなかったと解するべきである<sup>(11)</sup>。その意味で、本決定は、従来判例の趣旨を必ずしも大幅に変更したものではない<sup>(12)</sup>。

このような見解に対しては、火が起きているところに人が集まれば、それだけで公共危険があるとすることになりかねないとする有力な批判がある<sup>(13)</sup>。たしかに、それだけで危険の発生を認めるとするならば問題であるが、110条の場合であっても、目的物に関して、それを燃やすことで公共の危険の発生があり得るような客体に限定して解釈し<sup>(14)</sup>、公共の危険の発生を認め得るような態様での目的物の焼損が必要であることを前提とするならば<sup>(15)</sup>、必ずしも不当な結論には至らないように思われる。

4. さらに110条の公共の危険については、その危険化の対象に関しても学説の見解は一致していない。従来から、(a)不特定人の生命、身体または財産に対する危険<sup>(16)</sup>、(b)特定・不特定を問わず多数人の生命、身体または財産に対する危険<sup>(17)</sup>、(c)不特定または多数人の生命、身体または財産に対する危険<sup>(18)</sup>、(d)不特定かつ多数人の生命、身体または財産に対する危険<sup>(19)</sup>とする見解が対立してきたのである。

ただ、危険化対象としての財産について、巨大な駐車場に自動車が増え、2台しかない状況で、一方のAの車に放火した場合に、(1)たまたま隣にあるBの車も一緒に燃やそうと考えた場合には、2台の車を焼損する故意で放火したのであり、それ以外の財産に対する延焼の危険がなければ器物損壊罪(261条)が成立するに過ぎないが、(2)Bの車に燃え移ることはないだろうと思っていた事例では、Bの車という重要財産に対する延焼の危険を生じさせた以上、110条1項が成立することになり不均衡であるとし、したがって、財産に対する危険は除外すべきであるとする見解が、近時主張されている<sup>(20)</sup>。

しかし、財産に対する危険を除外することは、放火罪の実態にかなう解釈とはいえないであろう<sup>(21)</sup>。さらに、そのような結論の不合理さは、公共の危険を、放火客体から直接生ずる「延焼の危険」に限ることから生ずるものである<sup>(22)</sup>。たとえば、現住建造物放火罪においても他の物件への延焼の危険が（抽象的な）公共の危険であるとするならば、周囲に燃え移るもののない海辺に、孤立して2軒のみが隣接して建っている建物の一方に放火した場合に、常に公共の危険が発生するというのも不合理であろう<sup>(23)</sup>。繰り返しになるが、火の燃焼・拡大作用により危険が不特定の拡大していくことが、公共の危険にとって重要な意義を有する<sup>(24)</sup>。本件事案に関しても、被害車両の付近に2台の自動車にとまっていたことは、公共の危険の有無を判断するための一要素に過ぎない。それに加えて、当該駐車場が市街地にあったこと等も併せて考える必要がある。

また、公共の危険の中核をなすのは多数という量的なものであること<sup>(25)</sup>、あるいは潜在的多数者がいつ何時危険にさらされるかもしれないという漠然とした不安感を基礎としていること<sup>(26)</sup>を根拠として、危険化対象が「不特定少数」である場合を公共の危険から除外する見解もある。しかしながら、放火罪における危険の公共性を、行為者が火の拡大作用による危険の範囲を統御し得なくなる点に求めるならば<sup>(27)</sup>、危険化対象が多数となる場合はもちろん、その結果に至る拡大過程における客観的な危険にも、危険の公共性は認め得ることになる。それゆえ、不特定少数人に対する危険も公共の危険の一場合として捉えるべきである<sup>(28)</sup>。

5. 以上の理解を前提として、それでは本件事案において「公共の危険」を発生させたと評価することはできるであろうか。本件で問題となったのは、被害車両の左側に隣接して駐車してあった2台の自動車と、右側にあったゴミ集積場の大量の可燃ゴミへの延焼可能性であった。

この点について、延焼の危険が及んだ隣接の自動車は、「たまたま駐車されていたものであり、『不特定の人』の財産に対する危険の発生が肯定されることを指摘する趣旨」であり、その上で、「『市街地の駐車場において、…

…等の本件事実関係の下では』公共の危険の発生が肯定できるとした趣旨は、本件のように、延焼等の危険が及んだ法益が財産のみであるような場合には、不特定又は多数の人の財産（とりわけ特定少数の人の財産）に侵害の危険が及べば直ちに『公共の危険』が発生するというのではなく、その危険にある程度以上の規模等を要するとする考えを前提にした上で、そのような観点において、本件では『公共の危険』の発生を肯定し得るとの判断を示したものであるとする指摘がなされている<sup>(29)</sup>。

たしかに、被害者の周囲にたまたま延焼すべき物件があったからといって、そのことから直ちに公共の危険の発生が認められるわけではない<sup>(30)</sup>。延焼の対象物が僅少のものであり、放火客体とその対象物以外に周囲に何もない場合には、火災の拡大作用という意味での公共の危険は認められないであろう<sup>(31)</sup>。これに対して、延焼の対象が一定規模以上のものであれば、火災拡大の可能性は高まると考えられ、それゆえ、公共の危険は認められやすくなる<sup>(32)</sup>。そして本決定において、被害車両のそばにあったゴミ集積場に約300kgの可燃ゴミがあったことも同時に認定しているのは、そこへの延焼の危険が認められることにより、市街地の駐車場であったという事情と相まって、被害車両から火災が拡大していく高度の可能性が認められるとの判断を行ったものと解される<sup>(33)</sup>。つまり、108条および109条所定の建造物等への延焼の危険が認められれば、それだけで110条の「公共の危険」の発生が認められる場合がほとんどであろうが、それ以外の要素をもって公共の危険の発生の有無を判断するためには、具体的な状況を前提にした実質的認定が必要となるのである<sup>(34)</sup>。

6. また、110条の「公共の危険」をいかなる基準で判断するかについても争いがある。これは、(イ)一般人を基準として、延焼の可能性等の公共の危険があると思わせる程度の状態を基準とする考え方<sup>(35)</sup>と、(ロ)あらゆる専門的知識及び能力を有する者が、行為時の客観的状況を判断規定に据えて、判断時までに判明した因果要因・因果法則に基づいて下す、実害発生の可能性を判断基準とする見解<sup>(36)</sup>とに大別できる。

この点、(イ)の考え方が、火災に対する単なる公衆一般の危惧の念を基準とするならば<sup>(37)</sup>、具体的事案において危険が全く発生しなかった場合まで処罰を認めることになりかねないとの批判は妥当するであろう。しかし、当該事案を放火罪として処罰するか否かの当罰性判断は、最終的には裁判官によってなされるものである。それゆえ、具体的に存在した客観的事情を基にしつつ、行為時の一般人を基準として処罰に値するだけの危険の発生があったか否かを問題とする判断基準に、合理性が認められると考えるべきである<sup>(38)</sup>。

従来判例をみると、たとえば、最決昭和59年4月12日（刑集38巻6号2107頁）は、延焼可能性がある小屋から5.3m離れた路上で自動車内に多量のガソリンを振り撒き、火炎瓶3本を投げ込んで、炎が約3mの高さにまで及ぶような火力で自動車を燃え上がらせたという事案について、公共の危険の発生を認めた。これに対して、たとえば、松江地判昭和48年3月27日（判例タイムズ306号309頁）では、「稲はで」を燃焼させた行為について、犯行当夜に強い露が降りるなどの事情があり、放火対象物自体が炎をあけて炎上するほどの火力で焼失したとは認められず、火の粉の飛散状況等からも、付近の山林や300m近く隔てた民家等への延焼のおそれはなかったこと、さらに、前掲浦和地判平成2年11月22日では、自動車に掛けられたボディーカバーの一部を焼燬した事案について、被害車両と付近のアパートの距離が0.56mしかなかったとはいえ、「ほとんど風はなかった」という気象状況に加え、火力の程度は、消火することなくそのまま推移しても自然鎮火した蓋然性が高かったことを理由に、公共の危険の発生が否定されている。これらの否定判例では、いずれも、放火客体の燃焼の程度それ自体に必ずしも十分な継続・拡大作用がなかったのであり、周囲の状況を併せて考慮に入れつつ、一般人を基準とした判断において、公共の危険を認め得なかった事案であると解することができる<sup>(39)</sup>。

本件では、被害車両の周囲の状況（左側に駐車中の2台の自動車と、右側にゴミ集積場があった）の他に、被害車両の状況（約55ℓのガソリンが入っていた）、放火当時の火力の程度（火炎が高さ約1m、幅約40～50cmに達し

ていた)、気象状況(風速0.8~1.2mの風が駐車中の2台の車両の方向に吹いており、実効湿度77.6%であった)、さらに第1発見者の目撃証言(被害車両の燃焼により自己に危険が及ぶおそれがあると思ひ、当初の5m離れたところから10mくらい離れた)という事実関係があった。このような具体的状況を前提とするならば、一般人を基準とすれば、被害車両の近くにとめてある自動車やゴミ集積場に延焼する十分な可能性があったと認めることができよう。

本決定の評釈として、芦澤政治・ジュリスト1261号168頁、西方建一・研修664号11頁、大場亮太郎・警察学論集56巻12号217頁、松原久利・受験新報53巻12号18頁、深町晋也・判例セレクト2003(法学教室282号別冊付録)35頁、本田稔・法学セミナー592号117頁、大塚裕史・平成15年度重判解(ジュリスト1269号)175頁、立石二六・現代刑事法6巻8号98頁、古川伸彦・ジュリスト1275号179頁、前田雅英・最新重要判例250刑法(第5版)216頁などがある。

注

- (1) 人家から約2間離れたところに堆積してあった大量のわらに放火したという事案であった。
- (2) 過失により、山林一段余歩を焼失させたが、焼燬された森林は民家に延焼するおそれのない距離にあり、付近に刑法108条および109条規定の物件は存在せず、さらに四隣の私有林および国有林に延焼して公共の危険を発生させるべき具体的事実はなかったという事案である。
- (3) さらに同判決は、「縦令他人の所有に属する他の第110条の物に延焼し若くは延焼する虞あらしむるも之を以て直に一般不定の多数人をして生命身体及び財産に対し危害を感ぜしむべき状態を発生したるものと謂うべからざれば其行為は公共の危険を生ぜしめたるものとして処罰すべきに非ず」としていた点にも留意する必要がある。110条所定客体への延焼の危険のみでは「直ちに」公共の危険が発生したとはいえないとしたのである。
- (4) 西方建一「判批」研修664号(2003年)18頁参照。

刑法110条1項にいう「公共の危険」の意義

- (5) 西田典之『刑法各論〔第3版〕』(2005年)271頁。
- (6) 藤木英雄「放火及び失火の罪」団藤重光責任編集『注釈刑法(3)』(1960年)177頁、岡本勝「放火および失火の罪」小暮得雄ほか編『刑法講義各論』(1988年)294頁。さらに、前田雅英『刑法各論講義〔第3版〕』(1999年)319頁。
- (7) 井田良「放火罪をめぐる最近の論点」阿部純二ほか編『刑法基本講座第6巻』(1993年)186頁、林幹人『刑法各論』(1999年)329頁、島田聡一郎「放火罪の故意と公共危険の認識」現代刑事法5巻7号(2003年)42頁など。
- (8) 松宮孝明「放火罪における公共の危険の認識」西田典之＝山口厚編『刑法の争点〔第3版〕』(2000年)214頁参照。
- (9) 拙著『放火罪の理論』(2004年)298頁参照。
- (10) 井田・前掲注(7)論文186頁、曾根威彦『刑法の重要問題〔補訂版〕』(1996年)287頁、林・前掲注(7)書329頁、島田・前掲注(7)論文42頁。なお、武田誠『放火罪の研究』(2001年)96頁参照。
- (11) 大場亮太郎「判批」警察学論集56巻12号(2003年)221頁。
- (12) 従来の判例の立場を大きく変更したとする見解として、本田稔「判批」法学セミナー592号(2004年)117頁。また、西田・前掲注(5)書272頁も「限定説から無限定説に移行する判断」であるとする。
- (13) 山口厚『刑法各論〔補訂版〕』(2005年)383頁注(20)など。
- (14) たとえば、東京地判昭和40年8月31日(判例タイムズ181号194頁)は、「公共危険犯としての観点から考えて、……それ自体を焼燬することによっては一般的定型的に公共の危険の発生が予想されないような物」は刑法110条の客体に含まれず、約2頁分の新聞紙は同条所定の「物」にあたらぬとしている。さらに、岡本・前掲注(6)書295頁、前田・前掲注(6)書321頁参照。
- (15) 焼損の意義に関して、拙著・前掲注(9)書266頁以下。
- (16) 小野清一郎『新訂刑法講義各論〔増補版〕』(1950年)73頁。
- (17) 宮内裕『新訂刑法各論講義』(1962年)167頁、瀧川幸辰『増補刑法各論』(1968年)220頁、佐伯千仞『刑法各論〔訂正版〕』(1981年)52頁、岡野光雄『刑法要説各論〔第4版〕』(2003年)215頁、本庄武「放火罪における『公共の危険』の内実」一橋論叢133巻1号(2005年)49頁など。
- (18) 藤木英雄『刑法講義各論』(1976年)77頁、西原春夫『犯罪各論〔第2版〕』(1983年)247頁、団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(1990年)187頁、大塚仁『刑法概説(各論)〔第3版〕』(1996年)357頁、前田・前掲注(6)書309頁、村瀬均「放火及び失火の罪」大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第2版〕』(2000年)9頁、

大谷實『新版刑法講義各論』(2000年)370頁, 福田平『全訂刑法各論〔第3版増補〕』(2002年)64頁, 堀内捷三『刑法各論』(2003年)205頁, 曾根威彦『刑法各論〔第3版補正版〕』(2003年)217頁, 山口・前掲注(13)書368頁など。

- (19) 吉川経夫『刑法各論』(1982年)242頁など。
- (20) 深町晋也「判批」判例セレクト2003(法学教室282号別冊付録)(2004年)35頁。  
さらに, 西田・前掲注(5)書275頁。
- (21) 立石二六「判批」現代刑事法6巻8号(2004年)102頁。拙著・前掲注(9)書23頁, 37頁も参照。
- (22) 芦澤政治「判批」ジュリスト1261号170頁参照。
- (23) 拙著・前掲注(9)書150頁。
- (24) 拙稿・前掲注(9)書153頁, 鈴木左斗志「放火罪」法学教室300号(2005年)115頁参照。
- (25) 岡野・前掲注(17)書215頁。
- (26) 本庄・前掲注(17)論文43頁。なお, 中山研一『刑法各論』(1984年)380頁, 団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(1990年)187頁注(2)参照。
- (27) 大塚裕史「判批」『平成15年度重要判例解説(ジュリスト1269号)』(2004年)175頁。なお, 鈴木・前掲注(24)論文112頁。
- (28) 拙稿・前掲注(9)書153頁, 309頁。
- (29) 芦澤・前掲注(22)論文170頁。
- (30) 芦澤・前掲注(22)論文170頁, 大塚・前掲注(27)論文176頁。
- (31) 村瀬・前掲注(18)論文9頁参照。
- (32) 岡本・前掲注(6)書294頁は, 「火が燃え移るべき客体は, ……放火罪からみて燃焼の客体として意味のある重要な財産であればよい」とする。ただし, 火の拡大作用を考慮すれば, そのような場合に限定しなければならないわけではないであろう。なお, 大塚・前掲注(27)論文176頁参照。
- (33) ゴミ自体は「財物」とはいえないが, それが多量であれば, それへの延焼を介して「不特定または多数人の生命・身体・財産に対する危険」が発生したと捉え得ることになる。大場・前掲注(11)論文224頁参照。それは, 可燃性ゴミへの延焼を介して道路を挟んだ小学校や農協の建造物に延焼する危険があったことを考慮しているとも解し得るが(西田・前掲注(5)書275頁), そこまで限定的に考える必要はないであろう。これに対して, このような「程度の低い危険」では不十分であるとす  
る批判として, 本庄・前掲注(17)論文48頁。
- (34) 西方・前掲注(4)論文18頁。

刑法110条1項にいう「公共の危険」の意義

- (35) 平野龍一『刑法概説』(1977年) 248頁以下, 井田・前掲注(7)論文185頁, 前田・前掲注(6)書319頁, 大谷・前掲注(18)書381頁など。
- (36) 岡本・前掲注(6)書293頁, 武田・前掲注(10)書103頁など。さらに, 曾根・前掲注(10)書283頁, 同「放火罪の保護法益」現代刑事法5巻7号(2003年)5頁, 林・前掲注(7)書330頁, 山口・前掲注(13)書383頁。
- (37) なお, 藤木・前掲注(6)書178頁, および団藤・前掲注(18)書187頁参照。
- (38) 拙著・前掲注(9)書155頁。前掲大判明治44年4月24日, 仙台高裁秋田支判昭和32年12月10日など。
- (39) さらに, 広島高裁岡山支判昭和30年11月15日(裁特2巻22号1173頁), 前掲名古屋地判昭和35年7月19日, 福岡地判昭和41年12月26日(下刑集8巻12号1621頁)などを参照。

[追記]

脱稿後, 佐久間修「社会公共の安全に対する罰——放火罪を中心として」警察学論集58巻11号(2005年)198頁, 203頁, 関哲夫「危険犯としての放火罪の検討」西原春夫編『危険犯と危険概念』(2005年)144頁, 芦澤政治「判批」法曹時報57巻12号(2005年)243頁に接した。